



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 3 6 号

平成30年(2018年)5月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 監査公表	
● 告 示		○ 監査公表 (第9号・第10号)	(監査事務局) 5
○ 地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1	● 消防局告示	
○ 介護保険法の規定による事業者の指定について (2件) (介護保険課)	2	○ 金沢市火災予防条例の規定に基づく指定催しの指定について (予 防 課)	7
○ 介護保険法の規定による事業の廃止について (5件) ( " )	2	● 公営企業告示	
○ 昭和50年告示第2号 (金沢市収納代理金融機関について) の一部改正について (会 計 課)	4	○ 金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	8
○ 昭和52年告示第82号 (金沢市収納取扱金融機関について) の一部改正について ( " )	4	○ 金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	9
● 公 告		○ 昭和50年公営企業告示第2号 (金沢市企業局収納取扱金融機関について) の一部改正について (企業総務課)	9
○ 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4	○ 下水道法の規定に基づく事業計画の変更について (建 設 課)	9

## 告 示

●金沢市告示第157号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
南新保町町会	代表者の氏名及び住所	畠 尚喜 金沢市南新保町イ139番地	野村 靖之 金沢市南新保町イ183番地	平成30年4月1日
曙4丁目町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石東2丁目9番6号	金沢市金石東2丁目5番1号	平成30年4月1日
	代表者の氏名及び住所	新澤 博志 金沢市金石東2丁目9番6号	番匠 省吉 金沢市金石東2丁目5番1号	
若松町会	代表者の氏名及び住所	江川 俊信 金沢市若松町51番地1	石野 茂 金沢市若松町124番地	平成30年4月8日
上荒屋第10町会	主たる事務所の所在地	金沢市上荒屋5丁目183番地	金沢市上荒屋5丁目15番地	平成30年4月15日
	代表者の氏名及び住所	福島 正実 金沢市上荒屋5丁目183番地	畠田 幸雄 金沢市上荒屋5丁目15番地	
押野東町会	代表者の氏名及び住所	小泉 博 金沢市押野1丁目142番地4	西崎 忠幸 金沢市押野1丁目69番地2	平成30年4月15日
大野町1丁目町会	代表者の氏名及び住所	酒井 博和 金沢市大野町4丁目ヲ39番地	竹松 明良 金沢市大野町4丁目ヲ51番地2	平成30年4月14日

大野町4丁目東町会	代表者の氏名及び住所	前川 秀樹 金沢市大野町4丁目力159番地29	石川 忠彦 金沢市大野町4丁目185番地21	平成30年4月1日
大野町7丁目第1町会	代表者の氏名及び住所	川端 正 金沢市大野町7丁目6番地	本嶋 弘之 金沢市大野町7丁目18番地	平成30年4月5日
大野町7丁目第2町会	代表者の氏名及び住所	辰巳 誠 金沢市大野町7丁目59番地	河崎 浩二 金沢市大野町7丁目88番地3	平成30年4月5日

## ●金沢市告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106134	訪問介護事業所 風のいえ	金沢市出雲町イ 357番地1	一般社団法人風の いえ	平成30年3月1日	訪問介護 介護予防訪問介護
1760191294	くるみ訪問看護 ステーション	金沢市古府2丁 目248番地	来夢株式会社	平成30年3月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

## ●金沢市告示第159号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101952	居宅介護支援事業所 たんぽぽ	金沢市木越町ヨ 117番地1	有限会社デイサービス たんぽぽ	平成30年3月1日	居宅介護支援
1770106126	ギフト居宅介護 支援事業所	金沢市粟崎町1 丁目34番地	株式会社衣食住 の家	平成30年3月1日	居宅介護支援
1770106142	居宅介護支援事業所 さくらケアもとまち	金沢市元町1丁目 16番22号 ルミエール元町 107号室	ダイヤコーサン 株式会社	平成30年3月22日	居宅介護支援
1770106159	終活介護ケアプラン センター	金沢市福増町北 1348番地1 Y KホームⅡ102号	株式会社暮らしと 介護の相談所	平成30年3月28日	居宅介護支援

## ●金沢市告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1710114016	こいけ居宅訪問 介護事業所	金沢市大手町8 番20号	医療法人社団博 仁会	平成30年3月31日	訪問介護
1770101259	ホームヘルパー ほっとケア玉川	金沢市玉川町14 番23号	有限会社金沢福 祉計画	平成30年3月31日	訪問介護
1770104394	訪問介護事業所 オアシス	金沢市みどり2 丁目6番地5	特定非営利活動 法人世代間交流 サロン・オアシ ス	平成30年3月31日	訪問介護
1770100640	デイサービスセ ンターみかげ	金沢市御影町21 番11号	社会福祉法人金 沢市中村町善隣 館	平成30年3月31日	通所介護

## ●金沢市告示第161号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760190973	映寿会訪問看護 ステーション	金沢市鞍月東1 丁目8番地2	医療法人社団映 寿会	平成30年3月31日	訪問看護 介護予防訪問看護
1750180323	老健ホームいし かわ	金沢市忠縄町 144番地1	社会福祉法人石 川県社会福祉事 業団	平成30年3月31日	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテー ション

## ●金沢市告示第162号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101259	デイサービスほ っとケア玉川	金沢市玉川町14 番23号	有限会社金沢福 祉計画	平成30年3月31日	地域密着型通所介護
1770104667	デイサービスセ ンター泉野苑	金沢市泉野町6 丁目15番5号 泉野福祉健康セ ンター4階	公益財団法人福 祉サービス公社	平成30年3月31日	地域密着型通所介護
1770105680	いんぎらーと苑 富樫	金沢市寺地2丁 目1番8号	株式会社ピーデ ィーエスプラト ー	平成30年3月31日	地域密着型通所介護

●金沢市告示第163号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101259	ケアプランほつ とケア玉川	金沢市玉川町14 番23号	有限会社金沢福祉計画	平成30年3月31日	居宅介護支援

●金沢市告示第164号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により指定介護予防サービス事業者から指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770101309	萬生苑	金沢市利屋町は 64番地1	社会福祉法人久楽会	平成30年3月31日	介護予防短期入所生活介護

●金沢市告示第165号

昭和50年告示第2号（金沢市収納代理金融機関について）の一部を次のように改正し、平成30年6月30日から効力を有するものとします。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

表中

金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	金沢支店

を

金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
----------	-------------	----

に改める。

●金沢市告示第166号

昭和52年告示第82号（金沢市収納取扱金融機関について）の一部を次のように改正し、平成30年6月30日から効力を有するものとします。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

表中

金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	金沢支店

を

金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店
----------	-------------	----

に改める。

公 告

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したため、同条第3項の規定により公告します。

平成30年5月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市諸江町下丁264番1及び264番3から264番6まで	金沢市堀川町23番23号 北陸ミサワホーム株式会社 代表取締役 林 諭高	道路 金沢市諸江町下丁264番4
金沢市不動寺町へ61番3	金沢市春日町11番10号 オリンピック春日町・901号 前 健太郎	

監 査 公 表

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月11日

金沢市監査委員 林 充 男  
 金沢市監査委員 中 村 哲 郎  
 金沢市監査委員 横 越 徹  
 金沢市監査委員 中 西 利 雄

1 財務事務監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年4月2日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成16年3月11日（平成16年監査公表第10号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>督促事務 徴収事務を委託している芸術文化施設の使用料及び行政財産の目的外使用料について、財務規則第59条に基づく納期限後20日以内の督促状を発行していないが、適時適切に督促状発行手続を行うべきである。</p>	<p>徴収事務委託を実施していた芸術文化施設の使用料については、平成30年4月1日からの利用料金制度の導入により、市の収入から指定管理者の収入となるため、市の財務規則第59条の適用外となる。これにより、今後は、市が督促を行うのではなく、指定管理者が収入の確保を図ることになる。</p> <p>また、行政財産の目的外使用料については、指摘以降、納期限内の遵守を徹底したことにより、督促状発行に至っていない。今後も、適時適切な対応に努めてまいりたい。</p>

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年4月2日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成19年3月31日（平成19年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>督促事務</p> <p>また、芸術文化施設における使用料未納分に係る督促状の発行が依然として行われていないので、前回監査（平成16年1月実施）でも指摘したとおり、適時適切に実施する必要がある。</p>	<p>徴収事務委託を実施していた芸術文化施設の使用料については、平成30年4月1日からの利用料金制度の導入により、市の収入から指定管理者の収入となるため、市の財務規則第59条の適用外となる。これにより、今後は、市が督促を行うのではなく、指定管理者が収入の確保を図ることになる。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年4月2日
- (2) 措置を講じた部局等 文化スポーツ局文化施設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成26年2月12日（平成26年監査公表第1号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>督促事務</p> <p>芸術文化施設の使用料未納分について、期限内に督促状を発行していないものが見受けられるので、適時適切に実施する必要がある。</p>	<p>徴収事務委託を実施していた芸術文化施設の使用料については、平成30年4月1日からの利用料金制度の導入により、市の収入から指定管理者の収入となるため、市の財務規則第59条の適用外となる。これにより、今後は、市が督促を行うのではなく、指定管理者が収入の確保を図ることになる。</p>

## 2 経営に係る事業の管理監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年4月13日
- (2) 措置を講じた部局等 農林水産局卸売市場中央卸売市場事務局
- (3) 監査結果の公表年月日 平成28年3月11日（平成28年監査公表第5号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>事業管理</p> <p>金沢市中央卸売市場経営戦略について、市場を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、進捗状況や課題を検証し、より実効性のある経営戦略となるよう見直すことが望まれる。</p>	<p>経営戦略の策定から5年が経過した平成29年度に、経営戦略推進チーム会議で進捗状況の検証や見直し検討を行い、市場関係者をはじめ有識者の意見を踏まえながら、平成30年3月に経営戦略を改正した。新たにBCP（事業継続計画）の策定や新幹線を利用する観光客への魅力発信を盛り込み、社会的要請への対応強化や認知度向上策に取り組むこととした。</p>

## ●金沢市監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月11日

金沢市監査委員	林	充	男
金沢市監査委員	中	村	哲郎
金沢市監査委員	横	越	徹
金沢市監査委員	中	西	利雄

## 1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成30年4月5日  
 (2) 措置を講じた部局等 企業局企業総務課  
 (3) 監査結果の公表年月日 平成26年4月11日(平成26年監査公表第11号)  
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
・発電事業－減価償却費について 指摘事項(1-73ページ) 発電事業における減価償却費については、取得資産に係る仕様書等を精査し、今後とも適正な耐用年数を適用する必要がある。	適正な耐用年数の適用を徹底するため、固定資産処理に係るマニュアルを策定し、職員に対する研修を実施するとともに、関係課に対して資産取得に関する注意事項の周知を図った。

## 消 防 局 告 示

### ●消防局告示第1号

金沢市火災予防条例(昭和37年条例第5号)第42条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第3項の規定により告示します。

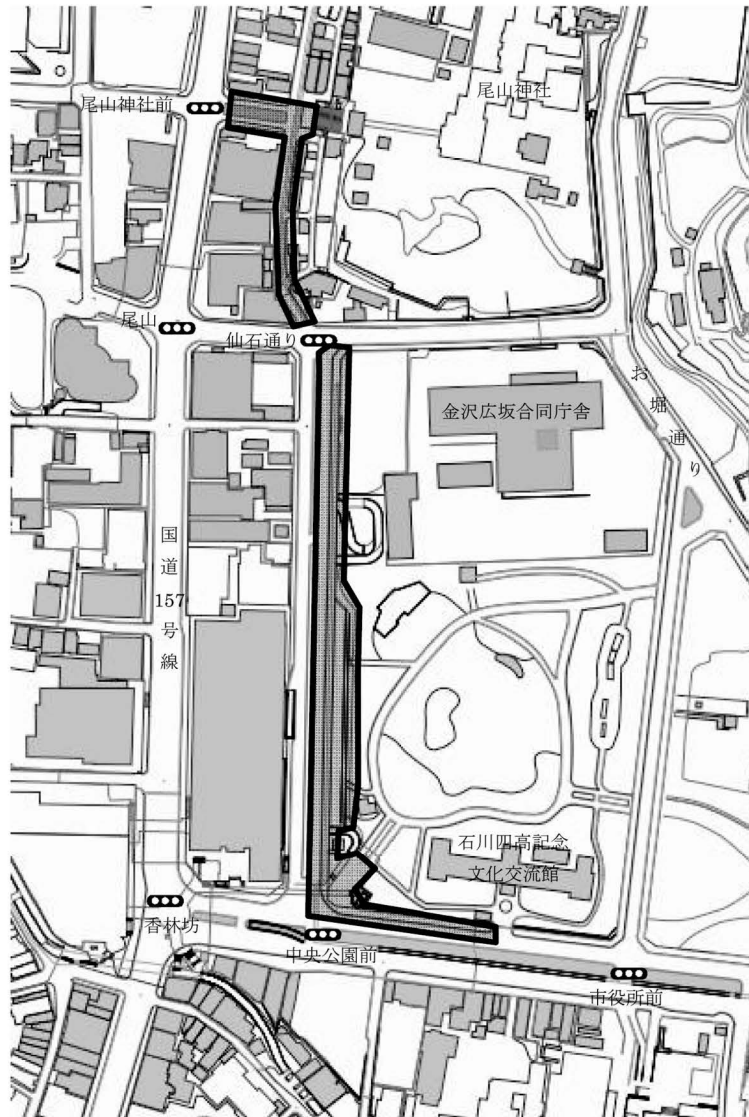
平成30年5月11日

金沢市消防長 清 瀬 守

催 し の 名 称	百万石まつり露店営業催し
催 し の 開 催 期 間	平成30年6月1日から同月3日まで
指 定 の 範 囲	別図のとおり

別図

 指定の範囲



公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第15号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年1月1日から同年3月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 51,330円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 63,160円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 52,490円

2 原料価格変動額 37,000円

算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 52,490円（1トン当たり平均原料価格）＝ 37,000円（100



円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－37,000円(原料価格変動額) / 100円×0.082円

この結果、平成30年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から30.34円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第16号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年5月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 平成30年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格

1トン当たり 63,160円

2 原料価格変動額 23,100円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格)－63,160円(1トン当たり平均原料価格)＝23,100円(100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額－23,100円(原料価格変動額) / 100円×0.204円

この結果、平成30年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から47.13円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

●金沢市公営企業告示第17号

昭和50年公営企業告示第2号(金沢市企業局収納取扱金融機関について)の一部を次のように改正し、平成30年6月30日から効力を有するものとします。

平成30年5月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

表中	金沢中央信用組合	金沢市上近江町15番地	本店	を
	株式会社新生銀行	東京都千代田区内幸町2丁目1番8号	金沢支店	

「金沢中央信用組合 金沢市上近江町15番地 本店」に改める。

●金沢市公営企業告示第18号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条第1項の規定により事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により次のとおり告示します。

なお、当該事業計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市公営企業管理者に対して意見を申し出ることができます。

平成30年5月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

1 事業名

金沢都市計画下水道事業 金沢市公共下水道事業

2 変更内容

(1) 変更に係る予定処理区域

臨海処理区の一部

金沢市堅田町、不動寺町、河原市町、梨木町、鳴瀬元町、深谷町及び四王寺町の各一部

(2) ポンプ場の計画水量の見直し

3 工事の予定年月日

昭和37年4月1日から平成36年3月31日まで

- 4 縦覧期間  
平成30年5月11日から同月25日まで
- 5 縦覧場所  
金沢市企業局建設部建設課

平成30年(2018年)5月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)5月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	